

<h1 style="text-align: center;">岡山県公報</h1>	発行 岡山県	
	目次	担当課(室)
<p style="text-align: center;">【告示】</p> <p>岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 (県例規集登載)</p> <p>漁船保険付保義務の消滅</p> <p>道路の区域変更</p> <p>道路の供用開始</p> <p style="text-align: center;">【公告】</p> <p>岡山県名誉県民の称号を贈られた者</p> <p>特定非営利活動法人の設立認証の申請</p> <p>”</p> <p>大規模小売店舗の変更の届出の縦覧</p> <p>”</p> <p>開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了</p> <p>公共施設に係る開発行為に関する工事の完了</p> <p>道路の位置の指定</p> <p>一般競争入札の実施</p> <p>落札者等の決定</p> <p style="text-align: center;">【公安委員会】</p>	<p>労働雇用政策課</p> <p>水産課</p> <p>道路整備課</p> <p>”</p> <p>総務学事課</p> <p>県民生活交通課</p> <p>”</p> <p>経営支援課</p> <p>”</p> <p>建築指導課</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>用度課</p> <p>警察本部会計課</p>	
	<p style="text-align: center;">目次</p> <p style="text-align: center;">警備業法に基づく講習</p> <p style="text-align: center;">担当課(室)</p> <p style="text-align: center;">生活安全企画課</p>	

岡山県告示第五百四十六号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金から適用する。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表産業労働部の部岡山県岡山就職準備資金利子補給金の項の次に次のように加える。

岡山県プロフ エッショナル 人材就業補助 金	県内事業所の 経営体質の強 化及び県内経 済の成長等	知事が 別に定 める要 件に該 当する 民間事 業主	プロフェッショナ ル人材の試用就業 に要する経費	補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、補助対象とな る就業者一人当た り三百万円を限度 とする。
---------------------------------	-------------------------------------	--	--------------------------------	--

岡山県告示第五百四十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十三年岡山県告示第五百五十四号（児島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年十月二十四日限り、消滅した。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 児島加入区

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

岡山県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山吉井線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市穂崎字池新田七六四番一地先から 赤磐市穂崎字池新田七六三番一地先まで	新	二三・九 三四・六	六三・〇
赤磐市穂崎字池新田七六四番一地先から 赤磐市穂崎字池新田七六三番一地先まで	旧	二三・九 二七・六	六三・〇

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

岡山県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	岡山吉井線	赤磐市穂崎字池新田七六四番一地从先から赤磐市穂崎字池新田七六三番一地先まで	平成二十七年十一月十三日

〔四五〕岡山県名誉県民条例（昭和五十六年岡山県条例第二十四号）第二条の規定により、次の者に岡山県名誉県民の称号を贈った。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

名誉県民の称号を贈られた者及びその事績

江草安彦

生年月日 大正十五年九月十日

死亡年月日 平成二十七年三月十三日

住所 岡山市北区原六一三

出身地 笠岡市笠岡

同氏は、中国四国地方初の重症心身障害児施設の開設に尽力するなど、障害者療育の実践研究を積み重ねるとともに、医療と福祉の一体化の推進を図り、その経験を基に、医学教育への福祉学の導入と福祉教育への医学の導入に努め、新しい学問分野である「医療福祉学」の体系化を進めるなど、保健福祉人材の育成さらには国際交流に及ぶ広範な領域で優れた功績を上げた。

〔四五二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十一月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NK M

三 代表者の氏名

小坂 光司、遠藤 勇起

四 主たる事務所の所在地

総社市新本八三六一番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔四五三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ういずあす

三 代表者の氏名

柘野 啓造

四 主たる事務所の所在地

倉敷市茶屋町六五八番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域での在宅生活を望む介護が必要となった高齢者及びその家族、近隣住民に対して、でき得る限り最期の時まで住み慣れた自宅、地域での生活を維持、継続できるよう、介護サービス及び家族介護の支援、近隣住民の地域福祉活動の支援等に関する事業を行い、在宅介護の維持、推進に寄与することを目的とする。

〔四五四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方九五〇番地二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

（変更後）

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄
イ 名称 コムパス株式会社

住所 岡山市南区富浜町一番一五号

代表者の氏名 代表取締役 植野 博実

ウ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

エ 名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号

代表者の氏名 代表取締役 矢野 博文

(変更後)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

イ 名称 コムパス株式会社

住所 岡山市南区富浜町一番一五号

代表者の氏名 代表取締役 植野 博実

ウ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

エ 名称 株式会社大創産業

住所 広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号

代表者の氏名 代表取締役 矢野 博文

4 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

二 届出年月日

平成二十七年十一月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十四日まで

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔四五五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ笠岡店

所在地 笠岡市入江字将棊角五六番地二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

(2) 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

イ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

(変更後)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号
代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

イ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八
代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

イ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

(変更後)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

イ 名称 株式会社宮脇書店

住所 香川県高松市丸亀町四番地の八

代表者の氏名 代表取締役 宮脇 範次

4 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

二 届出年月日

平成二十七年十一月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

(四五六) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字里坊一八五・一、一八六・一、一八六・二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央六丁目八・一〇六

株式会社アシスト不動産

代表取締役 秋山 英之

三 許可番号

岡山県指令建指第一四六号

(四五七) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字里坊一八五・一、一八六・一、一八六・二

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり(開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。)

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央六丁目八・一〇六

株式会社アシスト不動産

代表取締役 秋山 英之

五 許可番号

岡山県指令建指第一四六号

〔四五八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
岡山県指令美作局 建第六〇〇八号 平成二十七年十一 月五日	勝田郡勝央町岡字池尻五一五番四	六・〇〇	九三・七四

〔四五九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を課税しない。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 348式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び27年度後期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書（教育庁分）（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成28年2月29日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成27年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第46号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226 - 7538

(2) 申請書の提出期限

平成27年12月15日（火）正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班（岡山県庁地下1階）

電話（086）226 - 7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成27年11月13日（金）から同年12月15日（火）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ115グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成27年12月24日（木）13時30分

ただし，郵送等による場合にあつては，平成27年12月22日（火）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし，郵送等による場合にあつては，(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては，入札開始前及び開札開始後においては，入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は，一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成27年12月15日（火）17時までに，4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また，入札参加希望者は，契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Notebook type Personal Computer 348 Units

(2) Delivery date :

By 29 February (Monday), 2016

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:30 P.M. 24 December (Thursday), 2015

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2 - 4 - 6 , Uchisange , Kita - ku , Okayama - shi , Okayama - ken , 700 - 8570 ,

Japan

TEL 086 - 226 - 7539

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

〔四六〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年十一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
ネットワーク端末 八百九十五式
- 二 借入期間
平成二十八年二月一日から平成三十三年一月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部情報管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
平成二十七年九月十七日
- 五 落札者の氏名及び住所
リコージャパン株式会社
東京都港区芝三丁目八番二号
- 六 落札金額
一月当たり二、七二一、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二〇一、六〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
平成二十七年七月十四日

平成27年11月13日 岡山県公報 第11736号

岡山県公安委員会告示第二百一号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十三日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
機械警備業務	平成二十八年二月二十三日（火曜日）から同月二十六日（金曜日）までの四日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

講習対象者の範囲の限定はない。

三 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十八年一月十二日（火曜日）から同月十五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会(岡山市北区内山下二丁目二番一八号)に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。